

改正

昭和56年4月1日条例第21号

昭和62年12月28日条例第25号

平成14年9月20日条例第27号

平成18年4月1日条例第22号

平成21年3月25日条例第5号

平成22年3月24日条例第8号

千歳市立図書館条例

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、千歳市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市立図書館	千歳市真町2196番地の1

(事務及び事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事務及び事業を実施する。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書資料」という。)を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。
- (2) 読書会、鑑賞会、講演会、各種講座等を開催し、及びこれらの奨励を行うこと。
- (3) 自動車文庫及び貸出文庫の巡回を行うこと。
- (4) 学校、公民館その他教育関係機関等と緊密に連絡し、協力すること。
- (5) 生活情報、学習情報等を提供すること。
- (6) その他図書館の目的達成のために必要な事務及び事業

(管理)

第4条 図書館は、教育委員会が管理する。

2 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、教育委員会が必要があると

認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

3 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日

(4) 図書資料の管理及び棚おろしのため、1年につき10日を超えない範囲内で教育委員会が定める期間

(損害賠償の義務)

第5条 図書館を使用する者は、その使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入場の拒否等)

第6条 教育委員会は、図書館の管理上適当でないと認める者に対し、図書館への入場を拒否し、又は図書館からの退場を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第7条 図書館の管理は、教育委員会が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合にあつては、第4条第2項及び第3項各号列記以外の部分中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、同項第4号及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事務及び事業の実施に関する業務

(2) 図書館の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務

(指定管理者の管理の期間)

第9条 指定管理者が図書館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1

日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月28日条例第25号）

この条例は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。